

# 警察庁職務発明規程

施行 平成29年3月27日 警察庁訓令第3号  
改正 平成31年4月1日 警察庁訓令第7号  
令和元年6月21日 警察庁訓令第2号  
令和2年12月28日 警察庁訓令第12号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務発明の認定等（第3条—第8条）
- 第3章 職務発明審査会（第9条）
- 第4章 補償金の支払（第10条）
- 第5章 雜則（第11条—第14条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、警察庁の職員（以下「職員」という。）が警察庁の業務に関連してした発明（特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。以下同じ。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職務発明 職員がした発明であって、その発明が性質上警察庁の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が警察庁における当該職員の現在又は過去の職務に属する発明
- (2) 特許権等 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利
- (3) 長官等 警察庁長官、各附属機関の長及び各地方機関の長（当該地方機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局長）

### 第2章 職務発明の認定等

#### （発明の届出）

第3条 警察庁の業務に関連して発明をした職員（以下「発明者」という。）は

、速やかに、その旨を別記様式第1号の発明届により長官等に届け出なければならない。

(発明の認定等)

第4条 長官等は、前条の規定により届出を受けたときは、速やかにその届出に係る発明が職務発明であるか否かの認定をし、職務発明であると認定したときは、速やかに当該職務発明に係る特許権等を国が承継するか否かの決定をするものとする。

2 長官等は、前項の認定又は決定をしようとするときは、第9条第1項に規定する職務発明審査会に諮問することができる。

3 長官等は、第1項の認定又は決定をしたときは、速やかに、その結果を別記様式第2号の職務発明認定結果等通知書により発明者に通知するものとする。

(異議の申立て)

第5条 発明者は、前条第1項の認定又は決定に対して異議があるときは、同条第3項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、別記様式第3号の異議申立書により長官等に異議の申立てをすることができる。

2 長官等は、前項の異議の申立てを受けたときは、遅滞なく、当該異議の申立てについて決定するものとする。

3 長官等は、前項の決定をしようとするときは、第9条第1項に規定する職務発明審査会に諮問することができる。

4 長官等は、第2項の決定をしたときは、速やかに、その結果を別記様式第4号の異議申立決定通知書により発明者に通知するものとする。

(特許権等の譲渡義務等)

第6条 発明者は、第4条第3項又は前条第4項の規定により長官等から当該発明に係る特許権等を国が承継する旨の通知を受けたときは、当該特許権等を国に譲渡しなければならない。

2 前項の規定により特許権等を国に譲渡した発明者は、速やかに、別記様式第5号の譲渡証書を長官等に提出しなければならない。

(長官等による特許出願等)

第7条 長官等は、前条第1項の規定により特許権等の譲渡を受けたときは、特許庁に対して、特許を受ける権利の譲渡にあっては特許出願の手続又は特許出

願人名義変更の手続を、特許権の譲渡にあっては特許権の登録人名義変更の手続を、それぞれ行うものとする。

#### (特許出願等の制限)

第8条 発明者は、第4条第3項の規定により職務発明に該当しないと認定した旨の通知又は職務発明と認定された発明に係る特許権等を国が承継しないと決定した旨の通知を受けた後でなければ、当該発明について特許出願をし、又は当該発明に係る特許権等を第三者に譲渡してはならない。

2 発明者は、当該発明について特許出願をする緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、特許出願をすることができる。この場合において、発明者は、直ちに、別記様式第6号の出願届を長官等に提出しなければならない。

### 第3章 職務発明審査会

第9条 警察庁の内部部局、各附属機関及び各地方機関（四国警察支局を除く。）にそれぞれ職務発明審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、長官等の諮問に応じ、第4条第1項の認定及び決定に関する事項、第5条第2項の決定に関する事項その他職務発明に関する重要事項について審議する。

3 審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、長官等が別に定める。

### 第4章 補償金の支払

第10条 第7条に規定する手続を行った長官等は、当該手続を行った特許権等に係る発明について特許権の設定又は移転の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を別記様式第7号の特許権設定等終了通知書により当該発明者に通知するものとする。

2 発明者は、前項の規定により通知を受けたときは、別記様式第8号の登録補償金請求書を長官等に提出するものとする。

3 第7条に規定する手続を行った長官等は、国が承継した特許権等の運用若しくは処分により国において収入を得たとき又は国が承継した特許権等に係る職務発明（物の発明又は物を生産する方法の発明に限る。）の特許権の設定の登録後の国内における実施により利益を得たときは、その旨を別記様式第9号の利益等発生通知書により当該特許権等に係る職務発明をした発明者に通知するものとする。

4 発明者は、前項の規定により通知を受けたときは、別記様式第10号の実施補償金請求書を長官等に提出するものとする。

5 長官等は、第2項又は前項の規定により請求書の提出を受けたときは、別に定めるところにより、補償金の支払その他必要な手続を行うものとする。

## 第5章 雜則

### (秘密の保持)

第11条 発明者及び発明の内容を知り得た職員は、国及び発明者の利害に關係ある事項について、必要な期間中、その秘密を守らなければならない。

### (外国における権利)

第12条 この訓令により国が承継する特許権等は、外国法の適用によりその外国法において定める権利となるものを含むものとする。

### (考案等への準用)

第13条 この訓令は、職員がした考案（実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案をいう。）及び職員が創作をした意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。）について準用する。

### (委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、職務発明の取扱いその他必要な事項は官房長が定めることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行前に特許権の設定を受けた発明には、適用しない。

## 附 則（平成31年警察庁訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則（令和元年警察庁訓令第2号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則（令和2年警察庁訓令第12号）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条、第13条関係）

発明（考案・意匠創作）届

年 月 日

殿

所 属  
官 職 名  
氏 名

発明（考案・意匠の創作）をしましたので、下記のとおり、届け出ます。

記

1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）

2 発明（考案・意匠の創作）をするに至った経緯

3 共同発明（共同考案・共同意匠創作）者の所属、官職名、氏名及び寄与度

4 持分の表示

5 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 共同で発明（考案・意匠の創作）をした場合、代表者1人が届け出ること。

3 「共同発明（共同考案・共同意匠創作）者の所属、官職名、氏名及び寄与度」欄は、共同発明者等（警察庁の職員に限る。）がいる場合に記載すること。寄与度は百分率で示すこと。

4 「持分の表示」欄は、民間等との共同発明等で持分の定めるがある場合に、国と当該共同発明者等との持分の割合を百分率で示すこと。

5 意匠の創作をした場合は、意匠を記載した図面を添付すること。

6 記載内容を明らかにする関係書類を添付すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第4条、第13条関係）

第 号

職務発明（職務考案・職務創作）認定結果等通知書

年 月 日

殿

年 月 日付けで届出のあった発明（考案・意匠の創作）について、下記のとおり認定・決定したので、通知する。

記

1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）

2 発明（考案・意匠の創作）者の所属、官職名、氏名及び持分

3 発明（考案・意匠の創作）についての認定

4 権利の承継についての決定

5 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第5条、第13条関係）

異議申立書

年 月 日

殿

所 属  
官 職 名  
氏 名

下記のとおり、異議の申立てをします。

記

1 異議の申立てに係る認定・決定

2 異議の申立ての趣旨及び理由

3 その他

備考 1 職務発明（職務考案・職務創作）認定結果等通知書の写しを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第5条、第13条関係）

第 号

異議申立て決定通知書

年 月 日

殿

年 月 日付けの異議の申立てについて、下記のとおり決定したので、  
通知する。

記

1 決定事項

2 理由

3 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第6条、第13条関係）

譲渡証書

年月日

殿

所属  
官職名  
氏名

下記の発明（考案・意匠）について、  
特許（実用新案登録・意匠登録）を受ける権利  
特許権（実用新案権・意匠権）  
を国に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）

2 特許（実用新案登録・意匠登録）番号

3 その他

- 備考
- 不要な文字は、横線で消すこと。
  - 「特許（実用新案登録・意匠登録）番号」欄は、特許権（実用新案権・意匠権）を国に譲渡する場合に記載すること。
  - 意匠登録を受ける権利又は意匠権を譲渡する場合は、意匠を記載した図面を添付すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号（第8条、第13条関係）

出願届

年月日

殿

所属  
官職名  
氏名

発明（考案・意匠の創作）者の名義で特許（実用新案登録・意匠登録）出願をしましたので、下記のとおり、届け出ます。

記

1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）

2 出願年月日

3 出願番号

4 緊急に特許（実用新案登録・意匠登録）出願した理由

- 備考
- 1 不要な文字は、横線で消すこと。
  - 2 発明者等が複数の場合は、1つの発明等につき、1つの出願届を連名で提出すること。
  - 3 出願書類の写しを添付すること。
  - 4 意匠登録出願をした場合は、意匠を記載した図面を添付すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第10条、第13条関係）

第 号

特許権（実用新案権・意匠権）設定等終了通知書

年 月 日

殿

下記のとおり、 年 月 日付け譲渡証書に係る、国が承継した  
特許（実用新案登録・意匠登録）を受ける権利に基づき、特許権（実用新案権・意匠権）の設定  
特許権（実用新案権・意匠権）の移転登録  
が、終了したので通知する。

記

1 設定・移転登録年月日

2 特許（実用新案登録・意匠登録）番号

3 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号（第10条、第13条関係）

登録補償金請求書

年 月 日

殿

所 属

官 職 名

氏 名

下記の発明（考案・意匠の創作）に関する登録補償金を支払われたく請求します。

記

1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）

2 発明（考案・意匠の創作）者の氏名及びその持分

3 請求項の数

4 特許（実用新案登録・意匠登録）番号

5 特許（実用新案登録・意匠登録）年月日

6 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 「請求項の数」欄は、発明又は考案に係る請求の場合に記載すること。

3 意匠の創作に係る請求の場合は、意匠を記載した図面を添付すること。

4 職務発明（職務考案・職務創作）認定結果等通知書又は異議申立決定通知書及び特許権（実用新案権・意匠権）設定等終了通知書を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（第10条、第13条関係）

第 号

利 益 等 発 生 通 知 書

年 月 日

殿

年 月 日 付 け で 、 国 に 譲 渡 さ れ た

特許権（実用新案権・意匠権）

特許（実用新案登録・意匠登録）を受ける権利

について、下記のとおり、国に収入・利益が発生したので通知する。

記

1 収入・利益発生原因

2 収入・利益発生額

3 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号 (第10条、第13条関係)

実施補償金請求書

年 月 日

殿

所 属  
官 職 名  
氏 名

年 月 日 付けで、国に譲渡した  
特許権 (実用新案権・意匠権)  
特許 (実用新案登録・意匠登録) を受ける権利  
に関する実施補償金を支払われたく請求します。

記

1 発明 (考案) の名称 (意匠に係る物品)

2 発明 (考案・意匠の創作) 者の氏名及びその持分

3 請求項の数

4 特許 (実用新案登録・意匠登録) 番号

5 特許 (実用新案登録・意匠登録) 年月日

6 国が得た利益の額

7 その他

備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 「請求項の数」欄は、発明又は考案に係る請求の場合に記載すること。

3 意匠の創作に係る請求の場合は、意匠を記載した図面を添付すること。

4 職務発明 (職務考案・職務創作) 認定結果等通知書又は異議申立決定通知書及び利益等発生通知書を添付すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。